

広島障害者職業能力開発校自動販売機設置及び運営事業者募集要項

令和8年2月25日

広島障害者職業能力開発校では、飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を次により募集します。

1 物件等に関する事項

(1) 物件

物件番号	建 物		貸付箇所	台数		位置図	貸付面積	販売実績
					必・任			
①	管理・訓練棟	1階	A	1台	必置	図面番号1	2.42 m ²	2,362本(R6年) 3,663本(R7年10月まで)
②	管理・訓練棟	3階	B	1台	必置	図面番号3	2.42 m ²	2,805本(R6年) 3,391本(R7年10月まで)
③	厚生棟(寮)	1階	C	1台	必置	図面番号1	2.42 m ²	457本(R6年) 612本(R7年10月まで)

※1 販売実績は、現事業者からの聞き取りによる。

※2 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障が生じる場合もありますので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をすること。

※3 使用許可面積には、使用済み容器回収箱の設置スペースを含む。

(2) 規模 (令和7年4月現在)

区 分	令和8年度
職員	56人
訓練生(うち寮生)	73人(6人)

○ 休憩時間 12:00～13:00

2 販売する商品、設置する自動販売機の規格及び条件

(1) 販売する商品

ア 販売可能商品

缶容器、ペットボトル容器等の清涼飲料水類（紙カップ、紙パック飲料及び酒類は不可）とする。

イ 商品販売価格

可能なら、一般的な自動販売機での販売価格より安価な価格設定とする。

ウ その他

なるべく同じ銘柄の商品を置かないなど、商品ラインナップが偏らない、また、広島障害者職業能力開発校からの商品ラインナップの要望について、可能な範囲で配慮すること。

要望の例：夏季は、熱中症予防対策として、スポーツドリンクやお茶等を増やしてほしい。
訓練生の健康のため、お茶等の無糖の飲料を増やしてほしい。

(2) 自動販売機

ア 大きさ

概ね1台につき、W1.20m×D1.10m×H2.20m以内で、重量（最大数の商品が入っている状態）については、事前に広島障害者職業能力開発校との協議の上、自動販売機を設置すること。

イ デザイン

- (ア) 自動販売機のデザイン（外観色を含む。）は、周辺環境に配慮するとともに、ユニバーサルデザインとすること。
- (イ) 商品選択ボタン、コインの投入口及び釣り銭の取り口について、必ず車椅子利用者が届く位置にある機種を設置すること。

ウ 災害対応機能等

- (ア) 災害時に緊急的な飲料確保の必要が生じた際に、自動販売機内に存する飲料を活用することを目的として飲料を無料で提供できる機能を備えた自動販売機を可能な範囲で設置に努めること。
- (イ) 事業者は、広島市内において、震度5弱以上の地震又は大規模災害が発生し、県民が避難した場合等においては、施設管理者の要請により、自動販売機内の飲料を事業者が提供可能な範囲で無償で提供すること。

エ 環境対策

自動販売機の機種は、省エネ対応とし、「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。また、ノンフロン対応とした機種等に努めること。

オ 安全対策

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した転倒防止の措置を講じること。

カ 防犯対策

- (ア) 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。
- (イ) 屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

キ 使用済み容器の回収

回収ボックスは、貸付面積内に設置すること。また、回収ボックスの設置は、原則、自動販売機1台につき1～2個の割合で自動販売機脇（貸付面積内）に設置し、定期的に回収すること。

- (ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とする。
また、大きさは、概ね1個につき、W0.50m×D0.50m×H1.00m以内とする。
- (イ) 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶及びペットボトル等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。
- (ウ) 使用済容器の処理は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。また、使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

ク その他

- (ア) 自動販売機設置事業者において、商品の補充及び変更、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- (イ) 自動販売機設置事業者において、賞味期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
- (ウ) 自動販売機設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から応募申込期限までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 法人にあつては広島県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能なる者であること。
- (7) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を 3 年以上有していること。
- (8) 広島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、応募申込書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険 ④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険

4 条件等

(1) 使用許可の期間等

ア 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする（5 年）。

イ 使用料

物件ごとに事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）に消費税及び地方消費税相当額を加算し得た額をもって年額使用料とする。

なお、使用料は、各年度ごとに厚生労働省が発行する納入通知書により、厚生労働省が指定する期限までに当該年度分を全額納付すること。

ウ その他必要経費等

自動販売機の運転に必要な光熱水費は電気使用料のみとし、全額を事業者の負担とする。電気の使用料は、副メーターを設置しないものとして、広島障害者職業能力開発校が定めた「広島障害者職業能力開発校庁舎施設における自動販売機の必要経費の取扱いについて」（※添付資料参照）の規定を準用して計算した額を毎月徴収するものとし、各月ごとに広島障害者職業能力開発校が発行する納入通知書により、広島障害者職業能力開発校の指定する期日までに納入すること。

また、売上は自動販売機設置事業者の収入とし、自動販売機の設置及び運営に係る人件費・光熱水費・搬入搬送費等、自動販売機設置及び撤去・原状回復に係る一切の費用は自動販売機設置事業者が負担すること。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

ア 使用許可の条件を遵守し、使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。

イ 使用期間中に 3 (3) に係る許認可等の取消しを受けていないこと。

ウ 使用許可を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、広島障害者職業能力開発校の指示に従うこと。

(3) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行なわせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないこと。その場合にあっては、事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを広島県に提出すること。

イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

ウ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。

エ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については事業者の責任において速やかに対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

オ 自動販売機設置に伴う事故については、広島県の責めに帰する事由による場合を除き、自動販売機設置事業者がその責めを負うこと。

カ 商品等の盗難及び破損については、広島県の責めに帰することが明らかな場合を除き、広島県はその責めを負わない。

(4) 原状回復

事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を広島県に請求することはできない。

5 応募申込手続き

(1) 応募申込方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。

応募申込期限：令和8年3月10日（火）12時（必着）

送付先：〒734-0003

広島県広島市南区宇品東四丁目1-23

広島障害者職業能力開発校 庶務課

(2) 必要な書類（各1部）

ア 応募申込書（広島県所定様式第1）

イ 販売品目（広島県所定様式第2）

ウ 誓約書（広島県所定様式第3）

エ 3(3)に係る許認可等の証明書の写し（必要な場合のみ）

(3) その他

電話、ファックス及びインターネットによる受付は行わない。

6 事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を事業者の選定対象とする。

(2) 公募物件に対し、広島県が設定する最低使用料（非公開）以上で最高の価格で応募申込みを行った者を物件ごとに選定し、事業者とする。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定する。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としない。

(3) 事業者の公表等

事業者の決定は、令和8年3月11日（水）の予定です。事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した事業者名を通知するとともに、広島県ホームページに決定金額及び事業者の法人・個人の氏名（法人の場合は法人名）を掲載する。

7 使用許可申請の手続き

事業者に決定した者は、別途指示する期限までに、次の国有財産使用許可申請書等を提出すること。

《国有財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- (1) 国有財産使用許可申請書（広島県指定様式）
- (2) 設置場所の図面
- (3) 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）
- (4) 誓約書（広島県指定様式）
- (5) 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
〈法人の場合〉…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状
〈個人の場合〉…印鑑証明書（区市役所（町村役場）発行のもの）
- (6) 自動販売機の管理関係証明書（広島県所定様式）
- (7) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
- (8) 自動販売機設置日時等連絡票（任意様式）

8 使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すこと。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 事業者が応募者の資格を失った場合

9 設置場所の確認

平日の9時から17時まで（12時から13時は避けること） ※事前連絡必要。

但し、2月25日（水）及び26日（木）は当校で入校選考試験実施のため終日不可

10 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業者の負担とする。

◆募集に関する問い合わせ先

広島障害者職業能力開発校 庶務課

電話：082-254-1766